

令和 5 年（2023 年） 5 月 2 日

保護者 様

松本美須々ヶ丘高等学校長

5 月 8 日以降の新型コロナウイルス感染症対策について

5 類感染症への移行後の新型コロナウイルス感染症対策については下記のとおりです。

記

1 新型コロナウイルス感染症対策について

- (1) 学校と家庭とが連携し生徒の健康状態を把握する。
- (2) 適切な換気を行う。
- (3) 手洗い等の手指衛生や咳エチケットを継続的に推奨する。

※ 学校教育活動においては、マスクの着用は求めません。個人の判断でお願いします。

2 出席停止について

(1) 感染した場合

<有症状の場合>

発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快（解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあること）した後 1 日を経過するまで（発症日の翌日を 1 日目とする）

<無症状の場合>

検体を採取した日から 5 日を経過するまで（採取日の翌日を 1 日目とする）

※ 医療機関を受診し陽性であると診断された場合、出席停止となります。

※ 出席停止の期間を経て登校する場合は、「出席停止期間終了報告書」（様式は本校 HP よりダウンロードして使用）を保護者が作成し担任に提出してください。

※ 発症又は検体採取から 10 日を経過するまでは、マスクの着用にご配慮ください。

(2) 濃厚接触

濃厚接触者の特定をしないため、出席停止の対象となりません。

(3) 体調不良（発熱や咽頭痛、咳等の普段とは異なる症状）

出席停止となりません。病欠となりますが、十分に体調を整えてから登校してください。

(4) 同居家族が有症状の場合

出席停止となりません。注意深く健康観察をお願いします。マスクの着用にご配慮ください。

(5) 感染不安等の場合

同居家族に高齢者や基礎疾患のある方がいる場合や、医療的ケアを必要とする生徒や基礎疾患があることにより重症化リスクが高い生徒の場合はご相談ください。

3 学級閉鎖または学年・学校閉鎖

条件に当てはまる場合には閉鎖となります。閉鎖期間は5日程度が目安となります。

4 健康観察について

毎朝、お子さまの体調を確認してください。必要に応じて検温をお願いします。

5 日課について

健康観察のために、1時限の前にSHRを行っていましたが、通常の日課（下表）に戻ります。

6 部活動について

(1) 臨時休業となった場合、部活動は行いません。

(2) 臨時休業中の大会参加については、陽性者以外の生徒は、検温等により健康観察を行い体調不良がないことを確認の上、学校医の助言等を踏まえて学校長の判断により公式大会等に参加可能です。

7 その他

(1) 長野県が医療アラートを発出するなど感染が流行している場合の対応につきましては、改めてご連絡いたします。

(2) 5月8日前に新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合、同日以降は改正後の出席停止の期間の基準が適用されます。

【通常日課】

1時限	8：40～ 9：35
SHR	9：45～ 9：55
2時限	10：05～11：00
3時限	11：10～12：05
昼食	12：05～12：45
4時限	12：50～13：45
5時限	13：55～14：50
6時限	15：00～15：55
清掃	15：55～16：10

松本美須々ヶ丘高等学校

担当 半田 貴大（教頭）

TEL 0263-33-3690

FAX 0263-37-1076

E-mail misuzu-hs@pref.nagano.lg.jp